

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	(代表) 佐那河内村 神山町

佐那河内神山地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 佐那河内村役場 企画政策課
所在地 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地
電話番号 088-679-2973
FAX番号 088-679-2125
メールアドレス kikaku@vill.sanagochi.lg.jp

<連絡先>

担当部署名 佐那河内村役場 産業環境課
所在地 徳島県名西郡神山町神領字本野間100
電話番号 088-676-1118
FAX番号 088-676-1100
メールアドレス sangyoukanko@town.kamiyama.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カラス、カワウ、サギ類、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	徳島県 名東郡佐那河内村・名西郡神山町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
サル	水稻・果実・イモ類 ・野菜全般	被害金額 3,387,985円
		被害面積 150.0 a
イノシシ	イモ類・水稻・栗・ 梅園	被害金額 1,012,978円
		被害面積 48.0 a
シカ	杉・桧・スダチ・ 野菜全般	被害金額 2,842,949円
		被害面積 58.0 a
カラス	果実・野菜全般	被害金額 34,853円
		被害面積 1.0 a
カワウ・サギ類	鮎・アマゴ	被害金額 450,000円
タヌキ	野菜全般	被害金額 56,400円
ハクビシン	野菜全般・果実	被害金額 0円
アライグマ	野菜全般	被害金額 —
アナグマ	野菜全般・果実	被害金額 —
合計		被害金額 7,785,165円
		被害面積 257.0 a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>・サル</p> <p>ニホンザルによる被害は、年間を通じて発生し、特に柑橘類、野菜、水稻、タケノコの食害が多く見受けられる。被害地域は全地域で確認されており、まだ多くの被害が発生している。</p>

・イノシシ

イノシシによる被害は、1～4月のタケノコ、7～10月にかけて水稲、また芋、梅園などの掘り起こしが発生している。防護柵の設置、狩猟及び有害捕獲、豚熱の感染による生息数の減少から被害は減少傾向となっている。

・シカ

ニホンジカによる被害は、年間を通じて発生し、果樹の葉食、枝折り、植林の剥皮が発生している。被害地域は全地域で見受けられ、まだ多くの被害が発生している。

・カラス

カラスによる被害は、年間を通じて野菜、柑橘類の食害が発生し、両町村全域で報告されている。現在両市町村には4基の大型捕獲檻を設置し捕獲を務めており、西部側では生息数が減少したが、都市部近い東側では現在もカラスの生息数が確認できる。

・カワウ・サギ類

カワウ・サギ類による魚類（アユ・アマゴ）への被害は平成13年頃から見受けられ、被害箇所は両町村全域に広がり増加傾向にあったが、近年漁猟による対策や予察捕獲により被害は減少していたが、年によっては多くの飛来が見受けられ被害が発生している。

・タヌキ

野菜などの食害が年間を通じて全地域で発生しているが、減少傾向と思われる。

・ハクビシン

野菜・柑橘類などの食害が年間を通じて全地域で発生している。

・アライグマ

まだ農作物被害などの報告は受けていないが、過去に佐那河内村及び隣接する神山町鬼籠野地区においてアライグマの足跡の発見、目撃情報が寄せられている。

・アナグマ

野菜・柑橘類などの食害が年間を通じて全地域で発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
サル	338万円 150a	282万円 120a
イノシシ	101万円 48a	86万円 40a
シカ	284万円 58a	176万円 37a
カラス	3万円 1a	2万円 0.8a
カワウ・サギ類	45万円	36万円
タヌキ	6万円 a	5万円 a
ハクビシン	—	—
アライグマ	—	—
アナグマ	—	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲(報償金の支払い) 共同捕獲の実施、各種捕獲檻の設置 狩猟免許取得に伴う補助。 ワナ猟技能講習会の実施。	狩猟人口の減少・高齢化により捕獲実施者の確保が問題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	各種補助事業を活用した防護柵の設置。	防護柵の設置には地形による制限があるため、設置方法が限定されている。

生息環境管理その他取組	農地周辺の雑木の伐採による緩衝地帯の設置。サル出没時の住民への周知、カワウの追い払い。	実施者の確保が問題となっている。
-------------	---	------------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 1 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

両町村における令和3年度の被害は約800万円、被害面積は257aに及ぶ。被害防止計画を策定するに当たり、被害軽減目標を令和3年度より20%減とする。

目標を達成するため捕獲班員による野生鳥獣捕獲に努め、両町村が連携しモンキードック導入や地元住人による追い払い、防護施設の設置、適正な対策を行うための講習会などを進め広域化した鳥獣害対策に取り組む。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

両町村の有害捕獲等対策協議会で協議した、猟友会会員で構成する有害鳥獣捕獲班で組織する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、サル、シカ、カラス、カワウ、サギ類、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ	佐那河内神山地域鳥獣被害防止対策協議会と連携して捕獲機材の導入を進め、講習会を開催し捕獲数の向上に努め、また新たな担い手の育成に向けた狩猟免許取得の支援を行う。
令和6年度	イノシシ、サル、シカ、カラス、カワウ、サギ類、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ	佐那河内神山地域鳥獣被害防止対策協議会と連携して捕獲機材の導入を進め、講習会を開催し捕獲数の向上に努め、また新たな担い手の育成に向けた狩猟免許取得の支援を行う。
令和7年度	イノシシ、サル、シカ、カラス、カワウ、サギ類、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ	佐那河内神山地域鳥獣被害防止対策協議会と連携して捕獲機材の導入を進め、講習会を開催し捕獲数の向上に努め、また新たな担い手の育成に向けた狩猟免許取得の支援を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去5年間の捕獲実績と現状を考慮し計画数を策定した。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
サル	180	180	180
イノシシ	320	320	320
シカ	560	560	560
カラス	400	400	400
カワウ	80	80	80
サギ類	—	—	—
タヌキ	30	30	30
ハクビシン	30	30	30
アライグマ	—	—	—
アナグマ	30	30	30

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器、捕獲檻を用いて4月1日から翌年3月31日（狩猟期間を除く）の間、イノシシ、シカ、カラス、タヌキ、ハクビシン、アナグマの予察捕獲を行う。 特定外来生物に指定されているアライグマについては目撃情報があるため捕獲檻を活用して調査を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
佐那河内村 神山町	アナグマ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望す

る場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ・シカ ・サル・タヌキ ・ハクビシン・ アライグマ・ア ナグマ	防護柵 1,000m	防護柵 1,000m	防護層 1,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
サル カワウ・サギ類	発信器設置による群れの把握、住民への周知、打上花火などによる追い払い。	発信器設置による群れの把握、住民への周知、打上花火などによる追い払い。	発信器設置による群れの把握、住民への周知、打上花火などによる追い払い。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R5年度 ～R7年 度	シカ・イ ノシシ	ワナ猟技能講習会を実施し、狩猟に関する知識の獲得、猟具の適切な取り扱い方法を学ぶ。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

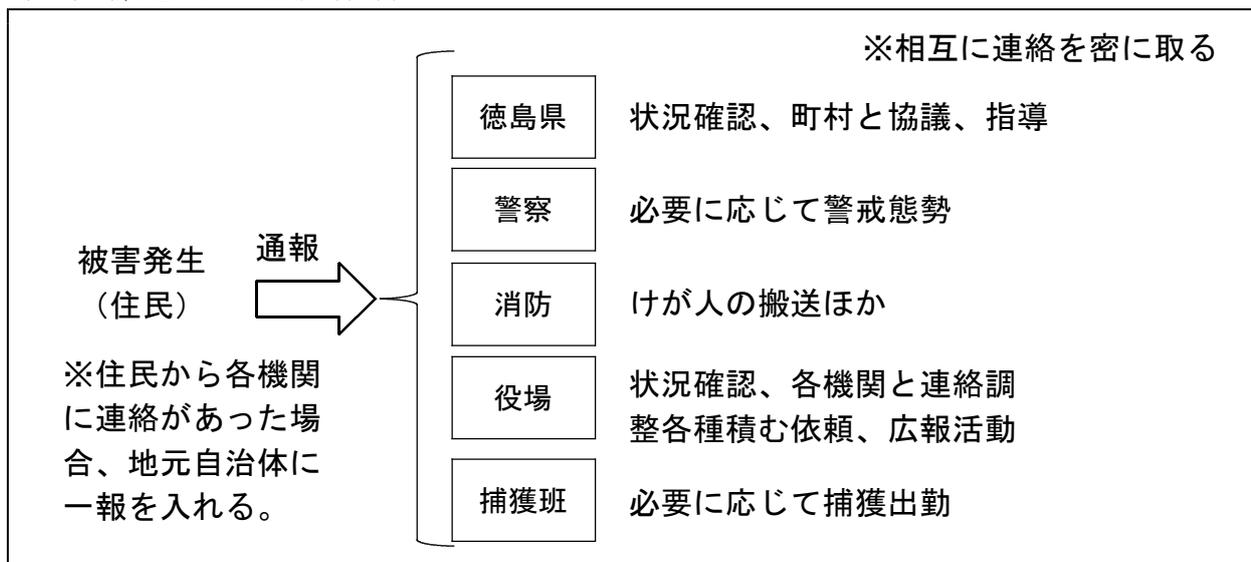
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
佐那河内村・神山町	状況確認、関連機関と調整、広報活動
佐那河内・神山地区猟友会	捕獲活動
徳島名西警察署	警戒活動
消防署	けが人の搬出
徳島県(鳥獣対策・ふるさと創造課、東部農林水産局)	状況確認、町村と協議、指導

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

佐那河内村	埋没処理、減容化処理施設による処理及び民間処理施設で焼却
神山町	埋没処理及び民間処理施設での焼却

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉及びソーセージ等の加工品として佐那河内村内の飲食店に販売する他、ふるさと納税返礼品としてECサイトへの掲載を行う。
ペットフード	ふるさと納税返礼品としての利用を検討している。
皮革	利用予定はないが、加工販売等を行っている企業・団体・個人と連携した商品の開発を検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	利用予定はないが、加工販売等を行っている企業・団体・個人と連携した商品の開発を検討していく。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

令和5年度に、佐那河内村内でジビエ処理加工施設の整備を行う。 <ul style="list-style-type: none">・年間処理計画頭数 220頭(イノシシ70頭、シカ150頭)・運営体制 ジビエの処理・解体・流通等について十分な知識や経験を有した企業・団体への指定管理。・食品等としての安全性の確保に関する取り組み 「阿波地美栄処理衛生ガイドライン」や「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づいた施設設計と管理を行う。
--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	佐那河内村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
佐那河内村長	会長：協議会運営の総括
佐那河内村企画政策課長	事務局：協議会運営の事務
佐那河内村企画政策課担当	事務局：協議会運営の事務
佐那河内村議会議長	委員：情報提供
徳島市農業協同組合佐那河内支所長	委員：情報提供
佐那河内地区猟友会長	委員：捕獲・駆除の実施
佐那河内農業振興協議会長	委員：情報提供

協議会の名称	佐那河内村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
神山町長	副会長：協議会運営の総括
神山町産業観光課長	会計：協議会運営の会計
神山町産業観光課担当	会計：協議会運営の会計
神山地区猟友会会長	捕獲・駆除の実施
名東郡農業協同組合神山支所長	農業被害の情報提供・対策実施
徳島中央森林組合専務理事	林業被害の情報提供・対策実施
鮎喰川漁業協同組合代表理事組合長	漁業被害の情報提供・対策実施

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
佐那河内神山地域鳥獣害防止広域対策協議会	佐那河内村と神山町で連携する組織で講習会や対策を共同で行っていく。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

佐那河内村職員及び神山町職員（各首長が任命した職員）で鳥獣害対策実施隊を結成し、捕獲や防護柵の設置のほか、町村内の被害対策への取り組みを推進する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、佐那河内神山地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携し、共同で講習会、現地研修会を開催する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。